

農業委員会だより



◆農地転用には許可申請が必要です  
 田や畑といった農地は、農業者にとって生活の基盤であり、また、私たちの食料を供給する重要な土地でもあります。

したがって、農地を農業以外の目的に転用する行為には、法律によりその必要性や規模の適当性、周辺農地への被害防止策を審査したのちに許可することで、不必要な転用を防いでいます。

住宅建築や墓地の移転などで農地を転用する場合、農地法に基づく県の許可を受けなければなりません。これに違反した場合は、県の原状回復命令などを課せられることとなります。

また、基盤整備地など町が将来も農地として保護する必要性が高いとして指定した「農用地区域」に属する田畑では、原則転用が認められませんので、転用行為を計画されている方は、必ず着手する前に地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、もしくは農業委員会事務局までご相談ください。

区分	法令	申請内容	備考
売買 賃貸借	農地法 第3条	農地を農地として売買する場合、または賃貸借などにより権利を設定する場合 (贈与含む。農業経営基盤促進法による権利設定は除く。)	(農業委員会許可) 【許可基準】 農作業従事日数150日など
転用	農地法 第4条	農地の所有者が自ら農地を転用する場合 (自分の農地を住宅・駐車場など)	(県知事許可)
	農地法 第5条	農地の転用を目的とした賃借・売買を行う場合 (事業者などが農地を買って転用)	(県知事許可)
農地形状変更		農家の方が、自己所有地で段差のある田や畑に自ら客土や切土し、耕作しやすいように農地を改良する場合、農業委員会へあらかじめ「農地形状変更届出」を提出したうえで、形状変更を行うようにお願いします。 ※農地を農地として使用することが条件です。	
非農地証明		非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、その現状が農地以外の土地になっているもので、 <u>一定の条件を満たしている場合</u> 、非農地として証明を受けることができる土地です。(証明料2,000円)	

＜申請から許可までの流れ＞

毎月20日に締め切り、翌月の7日前後に開催する農業委員会で審議し、農地法第3条、農地形状変更、非農地証明は当日の農業委員会で可否の判断をします。

また、転用の農地法第4条および第5条申請は、当日の農業委員会で可決した場合、意見を附して県知事に送付します。県知事は農地法の許可基準により審査し、転用の可否を判断します。

農地取得(農地法第3条許可申請)の下限面積要件が廃止されました

これまでは、農地を取得するためには一定以上の面積を経営する必要がありました(黒潮町においては30a)。

しかし、農業者の減少・高齢化が加速化するなかで、認定農業者などの担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する方を地域内外から取り込むことが重要であるため、農地の利用を促進する観点などから面積要件が廃止されました。

これにより、経営面積の大小によらず農地が取得しやすくなりますが、これ以外の要件もありますので、申請を検討されている方は、一度、地元の農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。

■農業委員会予定日

- 5月10日(水) 6月8日(木)
- 7月7日(金) 8月4日(金)
- 9月7日(木) 10月6日(金)
- 11月8日(水) 12月8日(金)
- 令和6年 1月5日(金)
- 2月8日(木) 3月7日(木)

- 時間 午後2時～
- ※12月8日(金)のみ、午後3時～
- 場所 本庁3階中会議室
- お問い合わせ

本庁農業委員会事務局

☎ 43-1888